

平成18年度市立幼稚園児募集

教育委員会学校教育課（内線721）



市教育委員会では、平成18年度市立幼稚園児の募集を、次のとおり行います。

入園を希望される方は、申込用紙に必要事項を記入の上、9月5日(月)から15日(木)(土・日を除く)の開園時間中に、各幼稚園へお申し込みください。

※募集要項と申込用紙は、各幼稚園教育委員会学校教育課、教育委員会中山分室・双海分室にあります。

■入園資格

- 3歳児 平成14年4月2日～平成15年4月1日出生
- 4歳児 平成13年4月2日～平成14年4月1日出生

■募集園児数

幼稚園名	3歳児	4歳児	5歳児
北山崎幼稚園 ☎982-3179	20人	19人	4人
からたち幼稚園 ☎982-4202	35人		
伊予幼稚園 ☎982-4201	20人	15人	11人
中山幼稚園 ☎967-1266	20人	25人	27人

○5歳児 平成12年4月2日～平成13年4月1日出生
※市内に在住(住民登録)をしている幼児。
※保護者が責任をもつて送迎でき、集団生活が可能な幼児。

■通園地域
小学校区を原則としますが、北山崎幼稚園・中山幼稚園は、南山崎校区・双海地区校区を含みます。なお、各園の応募状況によっては、教育委員会で調整することがあります。

■入園費用

○入園料 5,000円
○保育料 6,000円/月
※料金は改定することがあります。

職員の人事異動

7月1日付けで職員の人事異動を行いましたのでお知らせします。
※主査級以上()は前職

【課長級】

○総務部財政監理課長松村英友(産業建設部産業経済課長)
○総務部税務課長井手窪作男(中山地域事務所総務調整課長)
○民生部健康保険課長松村ひろみ(民生部健康保険課主幹兼保健センター所長)
○産業建設部産業経済課長玉井照良(総務部税務課長)
○産業建設部都市建設課主幹駒澤一憲(双海地域事務所産業建設課長)
○双海地域事務所産業建設課長矢野上茂義(民生部健康保険課長)
○中山地域事務所総務調整課長高本幸男(総務部財政監理課長)

【主幹級】

○総務部企画情報課主幹長尾雅典(総務部財政監理課主幹)
○総務部財政監理課主幹森田誠司(双海地域事務所総務調整課主幹)
○民生部福祉課主幹三ツ井守恵(産業建設部産業経済課主幹)
○民生部健康保険課主幹兼保健センター所長福田孝雄(民生部健康保険課主幹)
○民生部

健康保険課主幹武田淳一(行政委員事務局主幹)
○産業建設部産業経済課主幹亀岡泰三(民生部健康保険課主幹)
○産業建設部都市建設課主幹野島康博(水道課主幹)
○行政委員事務局主幹出来和人(総務部財政監理課主幹)
○双海地域事務所産業建設課主幹上坂博一(産業建設部都市建設課主幹)
○教育委員会社会教育課主幹松田文一(総務部税務課主幹)
○教育委員会社会教育課主幹米湊誠二(教育委員会双海分室主幹)

【主査級】

○総務部税務課主査渡辺悦子(民生部健康保険課主査)
○双海地域事務所総務調整課主査野島孝美(総務部税務課主査)
○双海地域事務所保健福祉課主査岡市裕二(産業建設部都市建設課主査)
○双海地域事務所市民生活課主査篠崎輝美(民生部市民生活課主査)
○双海地域事務所産業建設課主査森脇隆(双海地域事務所市民生活課主査)
○中山地域事務所保健福祉課主査久田弘子(民生部福祉課主査)
○中山地域事務所産業建設課主査仲田由岐子(産業建設部都市建設課主査)
○教育委員会学校教育課主査向井裕臣(総務部企画情報課主査)

伊予市役所 ☎982-1111(代) 中山地域事務所 ☎967-1111(代) 双海地域事務所 ☎986-1111(代)

児童扶養手当などの『現況届』をお忘れなく

福祉課(内線539・556)

『現況届』の受け付けを、次のとおり行います。

■日時 8月17日(水)、18日(木)、9時～16時

■場所 市民会館1階会議室

■手当の種類
児童扶養手当

○必要書類 証書、認印など

○対象者 父と生計が同一でない18歳未満の児童を監督・保護する母、または養育している母以外の方(児童と同居し、監督・保護するともに、その生計を維持している方)

○支給月額

◇児童が1人の場合

全額支給/41,880円

一部支給/所得に応じて41,870円から9,880円までの10円きざみの額

◇児童が2人の場合/5,000円加算

◇以下1人増えるごとに/3,000円加算

特別児童扶養手当

○必要書類 証書、認印、在学証明書など

○対象者 精神障害や身体障害を持つ20歳未満の児童を家庭で監

督・保護している養育者(児童が入所していないこと)

○支給月額

◇対象児童1人につき

1級/50,900円

2級/33,900円

特別障害者手当

○必要書類 認印、年金証書、年金額改定通知書など

○対象者 20歳以上で、身体又は精神障害が重複した重度の障害者で、日常生活で常に特別の介

護が必要な方(在宅のみ)

○支給月額 26,520円

障害児福祉手当

○必要書類 認印、年金証書、年金額改定通知書など

○対象者 20歳未満で、重度の障害があるため、日常生活で常に介護が必要な方

○支給月額 14,430円

※受給資格者の方には、個々に案内文書を送付いたしますので、確認の上、届け出をお願いします。

※受給資格があっても届け出がないと、今年度からの手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

『人権擁護委員』です。お気軽にご相談を！

福祉課(内線526)

人権擁護委員は、皆さんの毎日の暮らしの中におけるさまざまな問題(家庭内や近隣間のもめごと等)の相談のつてくれます。お気軽にご相談ください。

■市内の人権擁護委員(敬称略)

○大西養子(米湊)

☎982-11640

○高橋恒範(上吾川)

☎982-13335

○播田裕子(稲荷)

☎982-15070

○宮内幹男(灘町)

○吉澤三千久(上唐川)

☎982-16326

○皆川宮子(上野)

☎982-12591

○藤本友良(中山町佐礼谷)

☎988-10123

○高橋敏(中山町中山)

☎967-11088

○竹田一男(双海町串)

☎987-10412

○清田和美(双海町上灘)

☎986-10424


上水道当直水道指定工事業者

◆土・日曜日、祝日の上水道の故障など緊急業務は、次の当直水道指定工事業者にご相談ください。

月	日	指定工事業者	電 話
8	6(土)	K. シマダ	下吾川 983-6553
	7(日)	(有)港南設備	稲 荷 982-4487
	13(土)	佐伯工業所	灘 町 983-1244
	14(日)	(株)佐々木工業所	湊 町 983-0450
	20(土)	武智水道工業(株)	上三谷 982-1268
	21(日)	(有)島邦産業	灘 町 982-7332
	27(土)	豊田設備	下吾川 982-6867
9	28(日)	友澤設備	大 平 982-1381
	3(土)	西岡建材(株)	下吾川 983-1598
	4(日)	(有)ハヤ設備工業	上吾川 983-0398

※中山地区、双海地区の簡易水道をご利用の方は、次の指定工事業者にお問い合わせください。

中山地区	(有)升田金物店	☎967-0067
	(有)田中興業	☎967-0558
	(株)中山建設	☎967-1035
双海地区	藤岡工業(株)	☎986-0350



2005 国勢調査

**10月1日は
国勢調査の日**

センサス46

本年10月1日現在で、全国一斉に国勢調査が行われます。この調査は、大正9年から5年ごとに行われており、日本に住んでいるすべての方が対象となる最も基本的な統計調査です。

調査の結果は、福祉対策、雇用対策、住宅対策、防災対策などを行うための基礎資料となりますので、皆様のご協力をお願いします。

※10月1日前後に世帯全員が長期間不在になる方は、市役所企画情報課までご連絡ください。

■お問い合わせ 企画情報課(内線588)へ。

**非課税世帯の方は申請により
入院時の食事代等が減額されます**

平成17年度の市民税が非課税世帯の方は、申請することにより、入院時の食事代(70歳以上の方は、医療機関窓口で支払う患者負担限度額も含む)が軽減される『国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証(平成17年8月1日から有効)』を交付します。

現在、交付されている認定証は、7月31日で期限が切れていままので、8月中旬に再度申請してください。

■窓口に参加するもの

○国民健康保険証

健康保険課(内線554)

- 高齢受給者証(お持ちの方のみ)
 - 認定
 - お手持ちの「標準負担額減額認定証」(平成16年度交付者のみ)
 - 入院が90日を超える方は、領収書などの入院日数が確認できるもの
 - 老人医療該当の方は、「老人医療受給者証」と「健康保険証」
- ※1月1日以降に転入された方は、1月1日現在にあった住所地の市県民税課税(所得証明書(家族全員分)が必要です。

**4月から始まっています
国民年金の『特別障害給付金制度』**

市民生活課(内線536)

国民年金制度の発展の過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給していない障害者の方を対象とした福祉的措置として、平成17年4月1日から、『特別障害給付金制度』が創設されました。

■対象者

- ①平成3年3月以前の国民年金任意加入対象者であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者の配偶者)
- ②昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象者であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者の配偶者)

以上のいずれかの方で、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1、2級相当の障害に該当する方。

ただし、65歳以上の方は、65歳に達する日の前日までに、当該障害状態に該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給できる方は対象になりません。

■支給額

- 1級 月額5万円
- 2級 月額4万円

※障害者手帳の等級とは異なります。

○所得によって支給制限となる場合があります。

○老齢年金等を受給されている場合は、支給制限があります。

○支払いは、年6回偶数月です。

■ご注意いただきたいこと

給付金の支給は、請求のあった月の翌月分からになります。請求書の提出が遅れた場合には、さかのぼって支給されませんので、添付書類がすべてそろわない場合であっても、できるだけ早く請求書を提出してください。

= 市内の街頭犯罪等発生状況 =

(6月中)

	発生	累計	前年比
侵入盗	7件	32件	+1件
自動車盗	0件	3件	-4件
オートバイ盗	6件	15件	+1件
自転車盗	9件	38件	-9件
車上ねらい	8件	33件	±0件

安全は一人ひとりの意識から
安心は人のつながり 地域から

子どもたちにとっては夏の思い出の一つ
花火は正しい使い方です！

伊予消防署 ☎ 982-0657

夏になると、全国各地で花火大会が開催され、夜空に咲く大輪の花に、皆さん酔いしれることと思います。

しかし、こうした大会の裏方で働くプロの花火師でさえ、入念な準備や注意をしても、時折事故が発生しているのは否めない事実です。

こうしたことはおもちゃ花火にも言えることで、火薬の量が少ないからといって誤った遊び方をすると、重大な事故につながります。「正しく使って楽しい花火！」を心がけましょう。

○おもちゃ花火には「SFマーク」があります。規格表示されたものを購入しましょう。

○花火の種類によつて点火方法が異なります。説明書をよく読み、火を点けるためのローソク、蚊取り線香などを準備し、消火用バケツも用意しておきましょう。

○花火は音や光を発します。人の迷惑にならない場所や時間を選び楽しみましょう。

○花火をする周囲は、燃えやすいものがない広い場所で行いま



しょう。また、風の強いときは花火をしないようにしましょう。

○子どもは好奇心が旺盛なため、よく誤った遊び方をするものです。必ず大人が付き添いましょう。

こうした楽しいおもちゃ花火も、火災原因の一つです。遊んだ後は必ず消火を確認し、「ゴミは持ち帰るよう」にしてください。



消防署はなぜ119番？

電話による火災通報が開始されたのは明治20年の末で、当時、電話局では緊急優先の取り扱いをしていなかったため、その目的を十分に果たしていませんでした。

大正6年4月1日、火災報知専用電話が東京で制度化されましたが、火災の通報は当初、有料だったため、往々にして火災通報の機会を逃していました。そのため、大正8年4月1日からはずべての火災報知通話料が無料で扱われることとなりました。

手動交換方式から自動交換方式に移行したのは、大正15年1月20日。当初は、ダイヤル時間が短いので「12番」にしましたが、不慣れなため誤接が多く、昭和2年から地域番号局番の第1数字として使われない(9)を採用し、「119番」が誕生しました。

—— 119番にいたらずら電話をする
と犯罪になる??

消防法第44条に、「火災発生の際の通報または傷病者に係る虚偽の通報をした者は、30万円以下の罰金または拘留に処する」と定められており、犯罪となります。消防署の119番は、あらゆる火災事象に対応するため、通報者を特定できることができるようなシステムになっており、いたらずら電話の主を特定することが可能となっています。さらに、いたらずら電話により本当の火災通報が妨げられ、出動までに時間を要し、結果、最悪の事態を招くことにもなりかねません。いたらずら電話は絶対にしないようにしましょう。

■伊予市管内の火災と救急出場件数(6月末日現在)

種別	5月分			累計(1月から)		
	火災件数	本庁	1	2	本庁	11
	中山	1	中山		2	
	双海	0	双海		2	
救急出場件数	本庁	117	147	本庁	718	954
	中山	16		中山	107	
	双海	14		双海	129	

火災・救急 → 119

☎ **火災救急病院 案内 982-5959**